

官公需に係るこれまでの経緯・今後の取組 について

内閣官房

2026年1月

官公需に係るこれまでの経緯・今後の取組について

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）（2025年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、**低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用**、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく**物価上昇に伴うスライド対応や期中改定**、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる**予算の確保**等を進める。

「強い経済」を実現する総合経済対策（抜粋）（2025年11月21日閣議決定）

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

1. 足元の物価高への対応

（3）物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、**必要となる予算を確保するとともに**、（中略）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「**物価上昇に伴うスライド対応**」、「**期中改定**」等の徹底を進める。

（中略）

また、地方公共団体において、工事契約以外の請負契約について、**最低制限価格制度及び低入札価格調査制度**の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。**事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定**するほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、**工事契約以外の請負契約にも拡大を図る**。

取組内容

- ・ **令和7年12月16日に府省庁等の会計課長等により申合せ。**
- ・ **関係府省庁等の会計部局だけでなく、各業所管部局、地方支分部局及び独立行政法人等を含め取組を徹底するとともに、各業所管部局は、その取組の効果が、中小受託事業者までいきわたるよう、また、低入札価格調査の新基準の地方自治体等への周知も含め、取組の実施を関係府省庁等の局長級等により徹底。**

官公需に係る適切な価格転嫁の推進に向けた取組について（案）

令和 7 年 12 月 22 日

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

これを受けて、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、令和 7 年 12 月に各府省庁等により、別紙のとおり、総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底について、地方支分部局等への支援等や独立行政法人等への要請等も含め、申合せが行われたところである。

官公需に係る適切な価格転嫁の推進に向けて、上記の各府省庁等、地方支分部局等及び独立行政法人等の取組を徹底するとともに、各業所管部局は、その取組の効果が、中小受託事業者までいきわたるよう、所管する事業者に対し、官公需における価格転嫁の取組について、周知を行う。地方公共団体での取組については、総務省を通じ徹底を図るものとする。

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

〔 令和 7 年 12 月 16 日
府 省 庁 等 申 合 せ 〕

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

このため、各府省庁等の契約において、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、各府省庁等は、以下の取組を行うこととする。

1. ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

2. 低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は、各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和 7 年度末までに順次低入札価格調査基準の見直しを行う。

3. 期中改定等の徹底

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年法律第 97 号)に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における契約金額の変更に係る条項の契約への設定、受注者からの契約変更の申出に対する誠実な協議、各部署の官公需相談窓口における相談対応等の取組を徹底する。

4. 本府省庁等から地方支分部局等への支援等

官公需は特に地方経済において重要な役割を果たしていることから、各本府省庁等は、所管する地方支分部局等においても、1 から 3 までの取組が速やかに行われるよう、総合評価落札方式の具体的な評価基準・手法等に係る情報を提供し、相談に応じるなど必要な

支援等を行う。

5. 独立行政法人等への要請等

1 から 4 までの取組等については、所管する独立行政法人等に対して、速やかな対応を要請する。

なお、これらの内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

6. その他

今後、各府省庁等における 1 から 5 までの取組状況も含め、令和 7 年度契約分に係る実態調査が行われる予定であることから、その結果等を踏まえて、必要に応じ、更なる追加の対応を行う。